

役者評判記の「相対化」

——明治前期諸種評判記の動向より見て——

池山 晃

役者評判記は、歌舞伎の役者を対象として技芸評や位付をおこなった書物の総称で、これは近世元禄期に基本形が確立して以降、ほぼ毎年出版されていく。

その出版は、近代明治の世に入っていくたん途絶えるが、類似した形をとって一時的に復活を見せる。その代表が観劇団体六二連による一連の俳優評判記である。しかし、新聞、雑誌などの新しい媒体の登場によって、いわゆる劇評はそのなかにとりこまれ、役者評判記は姿を消していく。このことは、かつてとりあげた^①、その後、日置貴之^②、矢内賢二^③らによって詳細な検討、考察がなされ、明治前期における役者評判記の様相は、かなり明らかにされている。

一方、この時期においては、巷間に出現した新しい種類の人々や事物を対象とした評判記が次々と刊行されたという事実がある。当時の新聞紙面には、俳優評判記の広告と同列の扱いで、主に「芸娼妓評判記」「代言人評判記」といった字

面がしばしば登場している。

本稿は、新時代に現れた諸種の評判記のなから、この二種の評判記の動向を中心にとりあげた。それら「評判記」を名乗るものが輩出することによって、我々（と言ってももっぱら研究者）が「あの評判記」として認知する役者評判記が、冒頭に述べた新しい劇評媒体群への解消という内容面の現象とは別に、「評判記」という呼称の点で、相対的な位置に置かれていく、諸種の評判記のなかに並置されていく様相を、本稿の作業を通して検証するものである。

なお、諸種評判記については、諸機関悉皆調査に至ったものではなく、主に国立国会図書館所蔵本に拠った。新聞紙上の記載については、庶民向けの小新聞として出発した『(東京)朝日新聞』『読売新聞』から採取をおこなった。右の概況をたどる、試みの段階の作業であることを了解されたい。また、新聞記事の日付は、前稿と同様、例えば明治八年十二

月三十日を 8・12・30 の形で表示する。

芸妓批評記 — 「黒表紙」流の消長 —

『東京日日新聞』 8・12・30 に「爰に今年の暮の東京景況を雑と記しませう」とするなかに、「市中に最も多き物は売家貨店の張札と身代限り其次は代言人と地獄また其次は泥棒」とある。前述のように、諸種評判記のなかで、明治になってまず盛んに刊行され、その新聞広告が頻出するのは、芸妓および娼妓の評判記と代言人の評判記であり、この記事におおむね呼応する結果となっている（代言人は後述するように弁護士の前身。地獄は娼妓の異名）。芸妓と娼妓は無論厳密には区別されるべきものだが、本項では芸妓・娼妓を対象とする評判記を便宜的に一括して、「芸妓娼妓評判記」と称してとりあげる（実際に一括してとりあげ、そのように称するものも左に登場する）。

明治五（一八七二）年十月、太政官布告により「娼妓解放令」が発令された。その経緯と結果を簡略に整理すれば、明治五年に来泊したペルーの売奴船を批判して官命で拘留したところ、かえって日本側の娼妓の労働実態への批判を呼んだこと、これに対して同令を発して取り繕い、娼妓を人身売買契約から解放したこと、その結果、解放されて正業に就く者もいた一方で、生活のために自ら望んで元通りの稼業に留まる者、そして私娼というかたちに転身する者が生じたこと、

などがあげられる。著書でこの解放令のことをとりあげた宮武外骨は、一般的な開化風俗の流行とも混淆したこの業界の変容ぶりをふまえて、「吉原変遷史の新旧分界」と位置づけている。

芸妓娼妓評判記はこのようにして新しい人種が登場する状況のなかから次々と登場するのであるが、その先駆けについて、左に①として掲げる『神戸兵庫芸妓娼妓評判記』の自序には次のように記す。

昔し浪華に八文字屋自笑江島屋其積など云ふ人ありて年々役者の技芸を評したる小冊を出版し当時大に好劇家の喝采を得たることありしが其の表紙には黒色の紙を用ふるを常とせしかば誰云ふとなく此の評判記を黒表紙と称へ之を評する見巧者を黒表紙連とは呼びけるとぞ今も役者の芸評は新聞紙上にも顕はれ来りて此道を奨励することあれども芸妓の評判を載せたる書に至りては世間其の類に乏しきが如し（中略。中国の『板橋雜記』等は措く、また、成島柳北の『新柳情譜』等は「文章稍や高尚にして俗人の眼に入り難き」などとしつつ）唯り慶応二年（仮名書魯文翁が綴りたる娼妓評判記と吾が友輿園情史が著はしたる東京芸者評判記とは文章頗る平易にして且黒表紙の体裁に似寄りたるものなりき

（右の引用に、江戸期の役者評判記のことを「黒表紙」と呼ぶ通称が出てくる。前稿やこの後の引用文にも頻出する。本

稿では、それらに特有の体裁や形式に対して、便宜的に「黒表紙」流、という呼び方をしていく。

『娼妓評判記』の刊行は、表紙記載によれば明治三年であり、娼妓解放令に先立つものである。著者仮名垣魯文が俳優評判記にとつてもきわめて重要な人物であることは、前稿に述べた。この書は横本黒色表紙でこそなく、対話形式も一部でしかとらないものの、「大全盛上上吉」といった位付方式は用いている。

『神戸兵庫芸娼妓評判記』の記述から、まずこの『娼妓評判記』が以下にとりあげる諸書の呼び水になったことが認められるが、それらの実例を、国会図書館本に拠って掲げている。横本という体裁、上上吉の位付や対話形式の評文に「黒表紙」流を認めたものには◎印（文字通りの黒色表紙でなくとも）、その体裁、形式から距離をおくものには○印、原本を確認できなかったものには△印を用いて、便宜的に通し番号を付して立項した。刊行年月、制作に関わった人物を抽出し、丁数、頁数の別は原本に拠った。評された芸娼妓の人数を掲げ、参考となる事項を特記した。芸娼妓の評文自体は、容貌、技芸、接客ぶりなどが記され、これはかつての遊女評判記にいわば先祖返りを果たしたものであるが、特記事項はそれよりも主に序文や凡例に記す成立事情や編集意図に重点を置いた。新聞広告が目についたものは、それもとりあげたが、これはその宣伝惹句にも留意しようとしたものである

（なお、これらと並行して俳優評判記の広告も登場しており、これらが同列のものとして読者の目にふれることは、やはり彼らの脳裏における役者評判記の相対化を促したものと思われる）。

* *

◎①『新橋芸妓評判記』初編 明14・9 柳々閑人序 猫々道人魯文・香雲楼芳雪附序 呉園情史著 刊行所粹文社 編輯兼出版人中村鉄二郎

・25丁。37名を扱う。

・『横浜芸妓評判記』の記事に言う「東京芸者評判記」がこれを指すと認めてよからう。「黒表紙」流の先駆けとなるのは、本書であるが、左に見えるように、当然これは俳優評判記登場の影響の下に成ったものである。

・柳々閑人序は、「六二連品評俳優。梨園為研技芸焉。」に始まる。魯文附序に「記者が眼の黒表紙」「遂に大極上々吉の能芸妓衆と称されなん」。凡例に「新橋百九十六名の芸妓を挙げ悉く之を評せんとの発意なりしも其の大部の所とならんことを恐れ更に右の人員中より抽籤を以て三十七名を撰抜し」「知己の妓の漏れたるを遺憾とせらるゝ諸君は不日発兌する所の二編三編に就て其人を索められんことを請ふ」。巻末に二編広告も載る。

・『読売新聞』14・10・20に開新社の「弘亮」広告。
・同10・21に記事扱いで載る。「八文字屋風の黒表紙に倣ひ

容貌の善悪から芸の巧拙等を評し新橋通の腹を穿つた珍書
で有ます」。

・同11・6に広告。「役者評判記の体裁に倣ひ新橋の名妓を
品評」。

・『読売新聞』14・12・10に広告。「役者評判記の趣向に倣ひ
頭取ヒイキわる口等の評者を設けて新橋名妓の技芸姿色な
どを品評」。

◎②『横浜芸妓評判記』初編 明14・11 猫々道人序 編輯
兼出版人近藤道治

・23頁。22名を扱う。

・猫々道人序に「本港滑稽の頭取七本杉の森舎の主個正造坊
が業間の余筆にして彼八文字屋の黒表紙六二連の今自笑と
は鴉と鷺のしろう人評言」。凡例に「此小冊は古來八文舎
の黒表紙今云六二連の俳優評判記を基礎として且昨今花柳
遊客の専ら愛読する新橋芸妓評判記の体裁に倣ふ者なり」
とあり、前書が好評であったこと、それが本書成立の直接
のきっかけであったことが判然とする。また、109名は多い
ので22名とした、「次編は粹家定連の助評を依頼し十目十
指各自の投票を以て善悪の批評を下し」などと述べる。

・『読売新聞』14・11・15に広告。「正造坊茂林子評」「芸妓
百九名を俳優に見立技芸の優劣品行の善悪等まで粹客方の
当初を集め詳記せし例の面黒表紙なり」。

△③『南北花街芸妓評判記』花頓道人閱 孤蝶園主人評 小

野豊昇堂

・『朝日新聞』14・12・16および17に「近日出版」広告。

△④『新橋芸妓評判記』二篇 鳴玉堂

・『読売新聞』15・5・30に記事扱いで、「売出しになりました」
とある。

※⑤『花くらべ芸妓評判記附録』明15・12 編輯人佐伯久作
出版人華本安次郎 華本文昌堂版

・5丁。

・この「附録」は、近刊予定の同評判記の読み方を、仲居
(役者評判記の「頭取」にあたる役目)と客の対話形式で
述べた黒色表紙横本。※印を付した。末尾に仲居の言とし
て(仲) 通客方の寄書さへ揃へば早速本評を出版すると
の楽屋話しなれど当一月中には其投書を俟ず内輪の探訪而
己でも是非壱冊出版致すそふで御座り升」。なお、「(版元)
当春より俳優評判記をも出版致し升れば」とある。華本文
昌堂による大阪の俳優評判記刊行は、注2日置論考によれ
ば明治十一〜十三年のことであり、この予告の実現は確認
できない。さらなる検討を要する記事である。

△⑥『花競芸妓評判記』編者蓼花庵半鼻 華元文昌堂出版

・⑤「附録」の本編にあたる。『朝日新聞』15・12・12に
「一月早々に」と、記事扱いで載る。同12・28に「一月一
日より」と記事扱いで載る。

・同16・2・10に広告、「全三冊」とあり、同版元『劇場珍

報筋書」と共に載る。

・同16・5・20に広告、同書か。『珍報筋書」と共に載る。

○⑦『福島芸妓評判記』上巻 明16・6 梅花仙史序

著者兼出版人鹿子田又四郎

・24丁。縦本だが上上吉の位付と対話形式あり。20名を扱う。地方版の登場である。

・凡例に「此ノ篇ノ品評ハ通人粹客ノ輿論ヲ聞キ編者ノ所見ヲ併セテ褒貶シタルモノニシテ」。(評文は平仮名交じり。)

・末尾に「十余名を減して出版いたしれば後篇は引継ぎ直に出版すへし」。

○⑧『和歌山芸妓評判記』初編 明17・1 独醉翁著述 編輯人大沢平八 出版人三宅小次郎

・19丁。初編として15名を扱う。二編分として他の15名につき名前のみ挙がる。

・独醉翁「いとくち」に「東京の粹士呉園子が芸妓評判記に倣ひてどうやら似たか似ぬ声音、東都浪花の俳優の評を両地の芸妓が芸と顔との二つを初め」、また頭取の言として

百余名の評が容易でないことや「拾五名の評も二三の粹客の説所を意見とし酌量するものなれば」など。

○⑨『芸妓評判記』明18・8 粹多道人著 編輯兼発行人興津記一郎 花柳樓書房

・縦本74頁。東京を中心に、全国各地の芸妓50名を扱う。

・この書は漢語漢文調による独特の評文を綴る。末尾に2頁

半にわたって扱われる「歌川」の評の冒頭を掲げると、

「歌川技能 歌川初ノ名ハ泊瀬川越前三国出村某楼ノ妓ナリ容貌絶麗天質穎敏ニシテ諧歌ヲ善シ筆札ニ工ミニ兼テ吹竹彈口香点茶挿花諸技ニ通ズ」とある。

・実はこの書は、『花柳蒙求』初編(明15・11 著・編輯兼発行人谷口政徳 花柳書房)の改題再版本である。刊行の経緯には深く踏み込まないが、再版にあたって「評判記」の名称を採用した点、換言すれば、評判記という名称が吸引力を示している点が注目される。

○⑩『浜松芸妓評判記』明19・12 眠花情史序 花月情仙評著者兼出版人御正武三郎

・縦本9丁。26名を扱う。

○⑪『神戸兵庫芸妓評判記』全 明22・4 幻夢居士自序・著 柳塘閑人校 著作者早川宗之進 発行者若本由之助 発行取扱所粹文堂

・横本132頁。ただし7〜18頁は「芸妓の起原」「福原の総論」「芸技の総論」。62〜126頁は、表題にもうたう「芸妓本名年齢入細見并料理屋一覽」。位付と対話形式はなし。76名を扱う。芸妓・娼妓の別を名の上に明記。

・自序の、本項冒頭に引用した箇所の後方に「当地にて始めて芸妓の細見を造るのついで浪華の黒表紙を真似て之が評判記をも併せて一冊中に掲げたきを以て」(しかし再言するが位付と対話形式はない。見た目からは、「名鑑」と

呼べる形式である)「余儀なく旧稿中より六七十名の評判記を抜き取りて終に書肆に渡す」「此書の幸ひにして役者評判記と並び行なはるゝ事もあらば著者も亦聊か鼻を高くするの便りともなるべき歟」。

・続編広告あり。著者の参考のため私評の投寄は随意、とある。

○12 『松阪花街芸娼妓評判記』明23・7 花柳舎巽墨序 髯山人戯著 著者兼発行人米村角次郎

・縦本28丁。ただし評文15丁の後は都々逸、川柳等。位付と対話形式はなし。見出しは楼主名で立てる。81名を扱う。

・「残りの分は日ならず第二号を出版して」。

○13 『兵神芸娼妓評判記』第壹編 明23・11 白水亭子子笑 閨草廼家牧牛戯著 著作兼発行者田先陽 発行取扱所粹草堂

・縦本135頁。ただし評文64頁の後は表題にもうたう「本名年輪入細見新作心意気都々一遊客芸娼妓心得」。位付と対話形式はなし。100名を扱う。

・第式編広告あり。著者の参考のため私評の寄送を、とある。

△14 (兵神芸娼妓評判記)

・『読売新聞』24・7・19に記事。兵庫県下で発行したが、風俗壊乱につき発売禁止、とある。

・『東京朝日新聞』24・7・19にも同内容の記事。一昨日発行禁止、とある。

○15 『松山芸者評判記』明25・8 有頂天坊主作 著者兼発行人今村次郎

・縦本33頁。26名を扱う。位付と対話形式はなし。

○16 『吾妻全盛芸娼妓評判記』明27・10 編輯兼発行人国保達曹 発兌元苦楽堂

・縦本88頁。東京各所の194名を扱う。位付と対話形式はなし。
・網羅できず不本意、二編出版につき寄稿を乞う、とある。

・『東京朝日新聞』27・11・7に広告。

* *

以上、魯文の『娼妓評判記』に続くものとして16項目(原本未見含む)を掲げ、ひとまず、芸娼妓評判記を概観した。六二連俳優評判記は明治十九年二月の刊行を最後とするが、その後は地方を中心に、「黒表紙」流を離れつつも「評判記」を名乗るものの刊行が続いている。

特記事項を立てるなかでは、一般読者からの評を募っている点に注目した。これは新たに整備された郵便制度(明治四年開始)をふまえての方針で、俳優評判記においても見られる特徴である。この制度を活用しつつ、公平さを目指した新たな批評態度に乗り出していることもたしかに見とれる。

しかしこの読者への依存傾向は一方で、大規模な対象物へ向けての取材と評判製作をおこなう能力の限界を示していたということではないか。

このことに関しては、かつて江戸中期に上方で中芝居が勃

興し、それを受けて役者評判記でもその役者の評をおこない始めたが、しだいに名前の列挙にとどまるようになった、という事例が想起される。芸娼妓評判記に名寄せ、細見を附載したものが登場することは、これとよく類似していて、たいへん興味深い。すでに①『新橋芸妓評判記』に「大部の所とならんことを恐れ」と述べてもいるのである。

江戸期上方の中芝居評は結局姿を消してしまつたが、新時代の芸娼妓を評判する書物は、名寄せ、細見、名鑑といった性格のものに移行する傾向を見せていく。時期は下るが、『日本全国女評判記』(大5・4 編者禿氏岳山 発行所精文館 286頁)に至っては、「評判記」とはいうが、全国の女性について、個別の評判ではなく土地毎の特質を述べ立てたもので、『女人国記』という別名がふさわしい、案内記という性格の強いものとなっている。以上をあらためて女性案内の系譜としてとらえるなら、その系譜のなかで、「黒表紙」の評判記の形式をとるものがまず試みられたのだが、これはかつての中芝居評同様、扱う対象を大規模に構えようとして手に余り、頓挫したものと推測される。評判に位付や対話形式を用いていくことは、現実的ではなかったらう。これに、新しい人種を扱う実用情報はまず優先したい、という事情がからんでくる。「黒表紙」流の芸娼妓評判記は、いったん俳優評判記に誘われるようなかたちで盛り上がりを見せたが、こうして早い時期に姿を消してしまつたと見られるのである。

代言人評判記 — その二面性 —

「代言人」とは、現在の弁護士の前身にあたり、江戸期の「公事師」から流れを汲むものである。他人の訴訟や談判を引き受けたが、当初その人物や仕事ぶりの質は玉石混濁であり、報酬三百文で事に当たつたところから「三百代言」という語が生まれたことなどは、諸書に述べるところである。

代言人の制度は、明治五年「司法職務定制」でまず規定され、九年「代言人規則」で試験による免許制となり、十五年「治罪法」施行で民事のみならず刑事弁護も許可、という具合に整備されていく。

そして、芸娼妓評判記の場合と同様、やはり新しい人種がこうして登場する状況を背景として、代言人評判記が登場することとなったのである。その経緯については、『代言人評判記』(明19・6 英晴次郎編輯)の「自叙」が意を尽くしている。長文にわたるが次に引用する。本項においても前項と同様に、次に諸書を列挙するなかから先立ってとりあげるかたちをとる。

(前略) 代言人とは何ぞ則ち是等の訴訟者に代て曲直を論し克く権理の所在を明かにして理の当然なる所を言ふの人なれば訴訟を為すものは概ね是れに依頼せざるはなし然るに其代言人を撰ふに当りてや先づ謝金の高低を問ふも還て其人如何を探究するなく甚しきは三百代言人と

称する一種の代人者を以て真正の官許代言人と誤認して盛衰禍福の罹る処の訴件を放任して足れりと為す如きは畢竟代言人の姓名だも識らざるの過失なりと雖とも其情は還て憐むべきものある如く然り夫然り而て此の弊たるや起因深ければ一朝矯正せんと欲するも固とに難しといふへし抑も健訟乱訴は世の悪む所なるのみならず自から壑中に転する如きの不幸を現す事往々少からず而て是等の訴訟は乃ち原被か代言人を撰抜する事の粗にして所謂三百代言に放任するに原するなり述者此に見るありて之れを矯正するの一法を設けて聊か社会に益する所あらんと欲すれども未た其適切なる要策を得ず於是乎先づ代言人評判記なるものを作為して世に公にするものは他なし世人に一の注意を喚呼するの老婆心なり読者乞ふ之れを諒せよ

以下、代言人評判記の实例も、芸娼妓評判記同様と同様にして掲げる。項目数は前項よりも少ないが、新聞記事への登場は目立つ。体裁は全て縦本である。

○①『代言人評判記』明16・9 著者兼出版人足立重吉 発売 兎塚山堂

・72頁。評は東京を中心に、各地から33名を扱う。61〜68頁は182名の住所付。

・安田孝序に「一箇人ノ為メニ自由權利ヲ損セサラシムルモ

ノハ代言人ナリ」「嗚呼代言人ノ責任亦タ重シ矣」「今マ足立氏ノ此書タル歴々其ノ人物ヲ指摘セシハ蓋シ徒事ニ非ルヘシ」。

・右に自叙を引用した、次の同名書に先行するものである。

・『読売新聞』19・9・11および13に広告。「十日出版」「全国中有名なる代言人卅三人の評判」。

・同9・21の記事として、新刊5点のなかにある。

○②『代言人評判記』明19・6 出版兼編輯人英晴次郎

・32頁。大阪代言人組合の14名を扱う。18頁以降は「大阪組合代言人住所姓名表」。自叙は先に掲げた通りである。

・『朝日新聞』19・6・5に『大阪組合代言人評判記』として広告。売捌所「進々堂」名義で「本日より発売」。同6・17にも広告。

○③『大阪事件弁護士評判記』明20・10 廉堂居士序 編輯兼出版人小林謙次郎

・33頁。左記の大阪事件に関わった18名を扱う。

・「大阪事件」は明治十八年に起こった事件。当時の自由党の大井憲太郎らが立憲政治樹立運動と朝鮮の独立運動を連動させようとして、朝鮮への内政干渉を画策、非合法行為などの廉により、百三十余名が逮捕されたもの。本書編者は凡例に、国事犯公判は二十年九月に終局を告げた、とし、「深く弁護士諸氏ノ厚志ヲ謝ス故ニ諸氏ノ勞ヲ万世ニ伝ヘント欲ス」とする。政治的立場性の強い書である。

・ここで代言人評判記の評文の例として、善積順蔵の評を一部引けば、「君ガ訟廷ニ於ケル弁論中往々ニシテ及ホシテ政事上ニ関係セル事実ニ至リテハ得意ノ弁ヲ揮フテ快談セラレタリ聞ク檢察官堀田氏モ君ニ対スル弁論ニ至リテハ特ニ痛撃セラレタリト是レ亦君ガ得意然タル所ナラン乎」

「君嘗テ耶蘇新教ニ入レリト云ヘリ今ヨリ後ハ益々信仰ヲ厚フシテ以テ福利ヲ得ラレンコトヲ特ニ君ノ為メニ希望スルナリ」。

・「蓬然タル黒髯ハ頤ノ左右ニ分レ生シ体容肥満眉目清秀音吐鐘ノ如ク弁論極メテ精巧論理特ニ詳密」(板倉中)「色白クシテ鼻秀デ美髯兩頬ヲ繰リドリ微笑ヘバ金作ノ齒ヲ顯ハシ温顔恭容敢テ矯態無キ」(菊池侃二)などの評は、芸娼妓評判記との類似すらかがわせる。前述の立場性により、総じて評文は好意的であって、むしろ現代的な意味の「評判」に近いものをうかがわせる。

・『朝日新聞』20・11・11に売捌所大華堂名義で広告。「容貌風采ヨリ弁論ノ巧妙學問ノ深淺等其身ノ上ニ立チ世ノ評判ヲ」「偏セズ党セズ忌マズ憚ラズ」。同11・13に「新刊書冊」の見出しで記事扱い。6点挙がるなかにある。

・『読売新聞』20・11・16。「最近出版書」として書名6点が並ぶなかに、売捌所東京屋名義で載る。

○④『近江代言人評判記』明25・10 編輯兼発行人北村竹次郎 発行所天窓閣

・36頁。大津および彦根組合の12名を扱う。芸娼妓評判記にも見られた地方版である。

・谷沢龍蔵・中山勘三の両名は二十四年の大津事件の際に、ロシア皇太子襲撃犯津田三蔵の弁護をした旨見える。

△⑤『東京弁護士評判記』

・『東京朝日新聞』32・8・3。これは原稿募集の広告である。益民館評判記出版部名義で「至急御投稿あれ」とする。

* * *

これらは「評判記」を名乗り、芸娼妓評判記に似た記述も垣間見えたものの、結局「黒表紙」流の体裁・形式は当初からとっておらず(したがって◎印はつけなかった)、名鑑的な色合いが強い。本項については、まず森長英三郎「代言人・弁護士伝記書誌」を参考としており、そのなかに①と②が登場するが、一方でここにはすでに『東京代言人列伝』(明14・10)の書誌があり、『高名代言人列伝』(明19・3)、『大阪組合代言人公評録』(明20・10)といった書名が見える。また、村上一博の「代言人(弁護士)評伝集」には③と④が載るが、『公評録』はこちらにも見える。結局代言人評判記は、出発点からこれらと同種列伝あるいは名鑑的性格のものとして登場し、後にも同列に扱われているのである。

しかし代言人評判記については、別の見地から、「評判記」と呼ぶべき性格について、今少し考察を進めてみたい。

代言人評判記(列伝、名鑑)という書物が世に出た理由に

ついで、二つの側面が考えられる。一つは、前述した玉石混淆の状況のなかで、良質の代言人を見分けて選び出し、場合によっては実際に依頼をおこないたいという、人々の当然の要請に応えたものだというである。その一方で、ことさら「評判記」という名称を帯びたことに関して留意したいのは、代言人が、これも当時人々の目を引く存在となっていた「政談演説会」との関わりが大きかったという点である。

「演説」という語は仏教語に由来し、近代以前にも見られるものだが、近代になってあらためて、福沢諭吉および慶應義塾の面々によって「スピーチ」の訳語として使用され始めたとされる(『福沢全集緒言』明30・12にもとづく)。そして政談演説会は、明治十年代に自由民権運動の盛り上がりを受けて、全国各地で開催されるようになったものである。

東京では、料理店の「貸席」(現在の「貸ホール」にあたる)が頻繁に使用された。浅草の井生村楼(明治七年開業)はその代表的なものだが、一方大阪では、その会場にしばしば劇場が用いられていた(東西で会場の性格にこのような差異が生じた原因については、未検討である)。しかし、その喧騒ぶりに手を焼いた、あるいは警察権力の介入を忌避したということであろうか、劇場側は「道頓堀五箇所の芝居は如何なる訳柄にや以後演吉会の席には一切貸与へぬと云ふ事、持主の輩が申合をなしたりと」(『朝日新聞』13・11・20)とあるような申し合わせや協議を一度ならずおこなっているが、

その実効性はなく、演説会の挙行は継続していく。

代言人は、それほどの盛り上がりを見せる政談演説会の弁士あるいは討論者としてしばしば登壇する人材の集団であった。例えば前掲の『大阪事件弁護人評判記』善積順造の評にも、「君ハ大阪地方ニ於テハ嘗テヨリ政談演説ヲ以テ名高シ実ニ君ノ音声甚ダ優美ニシテ君ガ演説ノ举止甚ダ温雅ナリ誠ニ能ク演壇ニ熟練セル弁士ト云フ可シ」と記されていたのであった。

政談演説会は随時新聞紙上で開催の予告がなされ、開催後はその盛況が報告された。それらは頻繁ではあるが、比較的簡略な記事であった。しかし次の岩手における各事例は、演説会の様子がかなり具体的に伝えられており、参考になる。

a. 一昨夜八幡町坂の上なる芝居舞台に於て開場したる政談演説会は過日内丸にて開きしに比すれば一層聴衆も多
く午後八時頃には最早立錐の地なきに依りツイ木戸を閉ぢたる程なりしが斯く日増に政談を聞くもの、増すは甚だ賀すべし
〔日進新聞〕13・9・3)

b. 一昨夜内丸公園側の芝居小屋にて開合せし政談演説会は相変らず大人にて曾て同処へ開きし時に比すれば一層の聴衆にて土間や上下の棧敷は勿論花道までも詰め掛け
各々息を飲んで演説を聴き居たる最中後れ走せに來し傍聴人が土間に居ては人の後で能く分らぬ故花道へ上り演説者の面をのみ守りてだん／＼舞台の方に進み来ては花

道より左足を踏外してズトンと其間へ落ち落る拍子に必ず頭を下棧敷の欄干に撃ちし者凡そ十余人ありて中には地揺ぎのするほど撃ちしもありしは可笑しくもあり氣の毒にもありしと
(同13・9・14)

c. 一昨夜の演説会は内丸劇場の処俄かに都合を以て八幡坂の上に開かれたが聴衆は殆んど二千余人の多きに至り左しも広き劇場も立錐の地なく近頃稀なる盛会にて伊藤氏の政府人民利害の關係といひ布施氏の花を愛せざる人へ花を与ふる勿れの説といひ鈴木氏の学者論といひ何れも懸河の弁を以て滔々説きたれば喝采の音雷の如く中心も鈴木氏の日支の關係論は例ながら傍聴の毛髪を立たしめ何れも其能弁を賞嘆せりと
(同14・4・5)

宮武外骨の『明治演説史』でも演説会のこのような盛況、喧騒ぶりは伝えられており、目次をたどるだけでも「演説傍聴人の不穩暴挙」「演劇に類せしチンピラ演説」「罵詈を喜ぶ聴衆」「教育演説会にも学校の使用を禁ず」「警部を突き飛ばせし星亨」などからその様相がうかがえる。

強調したいのは、政談演説会が、多分に「芝居がかった」性格のものであった、ということである(目次の例にも、該当する表現が見られる)。劇場を会場として用いたこととの相互作用ということもあるが、演者そして聴衆(観衆)のありようは、きわめて演劇に近かったと言えよう。そして、代言人がしばしばたずさわる演説会の演劇的イメージが、彼

らの名鑑を、実用的なものにとどまらずに「評判記」という性格を帯びたものとして世に出す要因となったのではなからうか。言い方を変えれば、代言人と評判記は親和性が高かった、ということなのである。

ここで、代言人評判記に準ずるかたちであと二点を追加しておく。それぞれ末尾の新刊書籍目録に互いを掲載して姉妹編をなすものである。先に立項した代言人評判記に先行しての登場であるが、やはり演説の持つ演劇的要素を提示してくれるという補強資料としての「評判記」である。

* * *

○⑥『自由改進黨漸進保守明治演説評判記』明15・10 栗田信太郎編著 変了閣蔵版 出版人師岡國

・62頁。51名を扱う。目次には「改進黨員」「自由黨員」などと記すが、評文見出しの記載によれば、大半は新聞社員。「代言弁護師」は4名。

・「緒言」に、幕府の世とは異なり、新聞・雑誌・討論などが出現したことを言い、「演説ノ如キ之ヲ為スノ人ニ弊即チ癖ヲ生シ遂ニ之アルノ穴ヲ見出シ世ニ之ヲ喋々評スルノ時機ニ至レリ」とする。

・増補再版(明17・1)があり、末尾に3名が追加されている。

・代言人ではないが、沼間守一(改進黨員、京浜毎日新聞社員)の評文を抄出すると、「体勢(演説ノ仕振り)ニ到テ

ハ卓前ニ立ツヤ否ヤ両手ノ掌ヲ合せ之ヲ握リ反覆スルノ癖アリ之ヲ衆人ニ問フニ衆人ハ握リ飯ト云フ即チ一時ハ或地方ニテハ彼ノ握リ飯演説カト云フ程ナリシガ現時ハ其弊絶テナク唯俳優成田屋(團十郎)ヲ氣取ルノ口習アルノミ。沼間本人に俳優氣取りの習癖、ということもあって、ますます演劇味をうかがわせる。

○7 『日本全国新聞記者評判記』 明15・12 大井通明編著
変了閣蔵版 出版人師岡国

・76頁。41名を扱う。

・「文章」「学芸」「性質」「品行」などと共に、「議論」「弁舌」の項目がある。ただし、右の沼間をとりあげた中には「弁舌」はない。

* *

代言人本人たちの活動ぶりと新聞広告の効果もあいまって、代言人評判記は世に迎えられたと思われるが、意外にその命は短かった。政談演説会の衰退という事態が生じたのである。これについては、宮武外骨が分析しており、明治二十三年の国会開設を控えて、議論の穏健化や種切れ、国会の開設待ちという雰囲気、一方で政党・政治家への不信任感が発生したことなどを原因にあげている。これによって、政談演説会という成立基盤を失った、演劇味の濃い代言人評判記は終息を迎え、代言人(後の弁護士)の実用面についての情報は、弁護士名鑑類に役割を譲ることとなったのである。

「相対化」、さらに変質へ

僕が未だ子供の時分であつた六二連と云ふ劇評連があつて黒表紙の評判記を拵らへて新富其他大劇場の評判をしたものだ

〔東京朝日新聞〕33・6・22)

六二連といへば見功者の随一、幹事の高須高燕、富田砂燕、梅素玄魚の三名が黒表紙の評判記を出したのは明治十一年から二十年迄、これが劇評の始まりで役者の位付も載せ、旧式ながら權威のあつたもの

(同昭8・3・25)

役者評判記は、内容的には新しい劇評媒体のなかに解消していく。加えて右に見るように、六二連の俳優評判記すらも、「黒表紙」という名称をもって江戸期の役者評判記のなかに一体化して溶け込みつつ、結局懐古の対象となつてしまった。一方、「芸娼妓評判記」や「代言人評判記」が新時代の趨勢に乗って現れた。これらが一時的にせよ脚光を浴びたことによって、同時期の「俳優評判記」は(さらには「役者評判記」も)、「評判記」という呼称の点からこれらと並置、相対化されることとなつてしまつたのである。

(以上を結論とするがさらに言えば、これら諸種評判記自身の変質(名鑑化、案内記化)によって、「評判記」の概念までが変質をきたしていくこととなる。現代において、何らかの人物・事物をとりあげて取り沙汰する際に「評判記」と

いう呼称を用いる例は時たま見られるのだが、一般人がそこから役者評判記を想起することは稀である。この隔絶のさまは、以上述べてきた明治前期の動向にその端緒を求めうるのである。

注

- (1) 池山晃「六二連俳優評判記の位置——新しい劇評媒体群のなかで——」、『日本文学研究』43、平16・2。本稿では、以下「前稿」と記す。
- (2) 日置貴之「明治期上方板役者評判記とその周辺」、『日本文学』平23・12。のち修整して、『変貌する時代のなかの歌舞伎 幕末・明治歌舞伎史』平28・2、笠間書院に所収。
- (3) 矢内賢二「六二連『俳優評判記』と新聞劇評」、『明治の歌舞伎と出版メディア』平23・7、ペリかん社。
- (4) 宮武外骨「娼妓解放令」、『明治奇聞』三篇、大12・7、半狂堂。
- (5) この二点については、『いろは新聞』所載の『横浜芸妓評判記』広告を根拠とした国文学研究資料館『仮名垣魯文百覧会 展示目録』の指摘が先行する。山本和明執筆。同目録三版、平18・11によった。
- (6) 森長英三郎「代言人・弁護士伝記書誌」、『日本弁護士列伝』昭59・6。社会思想社。
- (7) 村上二博「明治法律学校出身の代言人群像 至明治二六年」、『法律論叢』平8・3に所収。これは出身校を限定して代言人をとりあげるための参考書目に限っている。
- (8) 以下のa.、c.の記事について、岩手弁護士会史編纂委

員会編『岩手の弁護士』（平9・11、岩手弁護士会）13〜14頁がとりあげているが、まずa.を「二日」のこととする。そしてb.の前半を抄出しつつ「息を飲んで演説を聞き居る…」というかたちで結ぶが、これを「月末」のこととし、そのままたc.の「伊東氏の政府人民」以下の引用を続ける（むろんc.は翌年四月の演説会の記事である。また、「伊東氏」では伊東圭介のこととなるが、この演説は伊藤金次郎のものである）。この不正確な記述ぶりの理由は不詳。この記述は、さらに谷正之『弁護士の誕生』（平24・8 民法研究会）96〜97頁に踏襲されている。本稿の本題からは逸れるが、ここに訂正を明記しておく次第である。

- (9) 宮武外骨『明治演説史』大15・4、有限社。
- (10) 「政談演説の衰微せし理由」、注9外骨著書に所収。
- (11) これら二種の評判記の後を受けるかたちで盛んに新聞広告に主に登場するものとして、「学校評判記」があげられるが、本稿の範囲では言い及ばなかった。やはり新時代の動向を反映しているが、人物でなく事物が対象であるため、当初から案内記という性格の強いものである。